

II-(13) 図書館と著作権

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
新保 史生

情報技術の利用に伴い、大学図書館における図書館サービスも多様化しているが、情報技術を利用した効率的な図書館サービスの提供にあたっては、法令に基づく提供が当然のことながら義務づけられる。しかしながら、図書館サービスや業務の効率化を目的とした各種技術開発が行われる一方で、実際の運用にあたっては必ずしも法令に基づく手続が遵守されていなかったり、取扱の手続や運用について法的な解釈が曖昧なままになっていることも多い。とりわけ、大学図書館における著作権問題については、複製及び公衆送信に係る新たな情報技術の利用に伴い、様々な問題が生じ検討が行われてきている。

1. 著作権制度

- ・ 知的財産・知的財産権とは
- ・ 著作権及び著作隣接権の保護
- ・ 著作物等の公正な利用

2. 遵守法令・ガイドライン

2.1. 法令

- 著作権法
 - 著作権法施行令
 - 著作権法施行規則

2.2. ガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における文献複製に関する実務要項」（平成 15 年 1 月 30 日）（以下「**実務要項**」という。）
- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」（平成 17 年 7 月 15 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（平成 18 年 1 月 1 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成 18 年 1 月 1 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』に関する Q & A」、「『複製物の写り込みに関するガイドライン』に関する

Q & A」(平成 18 年 1 月 1 日)

- 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q & A (第 5 版)」(平成 18 年 3 月 23 日)(以下「著作権問題Q & A」という。)

3. 著作権問題Q & A

1. セルフコピー、私的複製
2. 公表された著作物の一部分
3. 発行後相当期間
4. I L L
5. 企業等からの複製依頼
6. F A X、D D S
7. オンライン情報、データベース
8. 映像資料、音楽資料、録音資料
9. 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
10. 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
11. 寄託資料、リザーブブック
12. 資料保存のための複製
13. 広報、展示
14. その他の複製等の問題
15. 貸出、公貸権
16. 利用許諾、罰則

4. 図書館等における複製

4.1. 著作権法31条の定める図書館(著作権法施行令第1条の3)

- 国立国会図書館(柱書)
- 公共図書館(1号:図書館法2条1項の図書館)
- 大学や高専の図書館(2号:学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設)
- 特別法に基づく高等教育機関(防衛大学校や水産大学校)の図書館(3号:学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館)
- 公共施設(4号:一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの)
- 研究所等が設置する施設(5号:学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する

- 業務を行うもの)
- 公益法人が設置する施設（6号：公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの）

4.2. 複製の主体、対象及び態様

- ・ 図書館その他の施設で政令で定めるもの
- ・ 営利を目的としない事業
- ・ 対象となる図書館資料の範囲
- ・ 利用者が持ち込むハンディスキャナによる読み取り
- ・ 携帯カメラによる撮影をめぐる問題

所蔵文献の携帯カメラによる撮影やハンディスキャナによる読み取りは、著作権法第30条の私的使用目的の複製として許容される範囲か否かが問題となる。したがって、図書館が管理権に基づいて当該複製を禁止するか否かは、著作権法に基づくものではなく、管理者の判断に委ねられている。

4.3. 利用者の求めによる複製

- ・ 利用者の調査研究の用に供するため
- ・ 図書館利用者に複製権を認めたものではない（「複写サービス事件」東京地判平成7年4月28日）
- ・ 公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供

4.4. 図書館資料保存のための複製

- ・ 各種記録媒体への保存
- ・ 技術の進歩と記録媒体の変遷への対応

4.5. 他の図書館等の求めによる複製

- ・ 他の図書館等とは、著作権法施行令第1条の3に定めるものに限られる

4.6. 大学図書館における文献複写・図書館間相互協力の現状

- 文部科学省「学術情報基盤実態調査（承認統計）（旧大学図書館実態調査）」（平成20年3月）<http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index20/08032421.htm>.

5. 複製について

5.1. 実務要項

- 文献複写に関する実務要項の適用範囲
 - ・セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲
 - ・大学図書館の範囲
- 著作権法尊重態度の周知
 - ・周知（図書館利用者（教職員・学生等）への著作権尊重の重要性及び複写範囲の周知）
 - ・周知内容（容認する複写の範囲等）
- セルフ式自動コピー機による複製
 - ・コピー機の管理
 - ・複写申込
 - ・誓約書
 - ・点検
 - ・予防措置
 - ・その他：プライバシー保護

5.2. 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供

- 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供について
- 「図書」の範囲
 - ・雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれない
- 図書の借受
 - ・「入手困難な場合」とは
- 複製の受付・作成
 - ・貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること
 - ・「貸出館が明示的に禁止している場合」とは
 - ・著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続
- 図書の購入努力義務

5.3. 複製物の写り込み

- 複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分の取り扱い
- 複製物の作製
 - ・ 同一紙面（原則として1頁を単位とする）とは
- 全部又は大部分の複製の禁止
- 対象資料の範囲
 - ・ 除外：①楽譜、②地図、③写真集・画集（書の著作物を含む）、④雑誌の最新号
 - ・ 複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合

6. 公衆送信について

6.1. 図書館間相互利用

- 依頼及び受付に係る手続
- 複製及び送付に係る手続
 - ・ 有体通信（郵便・宅配便等）を利用した送付
 - ・ 無体通信（FAX・インターネット等）を利用した送付
- 中間複製物の破棄
 - ・ 無体通信を利用した送信時に作成された画像イメージの破棄
- 資料の購入努力義務
 - ・ 同一資料の反復複製依頼時の購入努力（年間11回以上）
- 契約及び合意の内容
 - ・ 契約及び合意の当事者
 - 契約の締結（株式会社日本著作出版権管理システム<<http://www.jcls.co.jp>>）
 - 合意書の取り交わし（有限責任中間法人学術著作権協会<<http://www.jaacc.jp>>）
 - ・ 大学図書館の範囲
 - ・ 対象となる資料

7. その他の関係法令及び課題

7.1. 個人情報の取扱い

- 個人情報保護関連五法
 - ・ 利用者情報・利用情報（記録）の取扱い（著作権法に基づく各種手続において利用者から取得する個人情報の取扱い）
 - ・ 個人情報関係資料の取扱い（図書館資料としての名簿の取扱い、目録）
 - 日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」（2005年6月11日）
 - ・ 情報セキュリティ対策（組織、人、物、技術）

7.2. RFIDの利用

- 総務省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」（平成16年6月8日）
 - ・図書館におけるRFIDの導入に伴うガイドライン策定の必要性

【参考文献】

- 名和小太郎、山本順一『図書館と著作権』日本図書館協会(2005)
- 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権[改訂第2版]』日本図書館協会(2005)
- 青弓社編集部編『情報は誰のものか?』青弓社(2004)
- 山本順一『電子時代の著作権』勉誠出版(1999)